

食品安全委員会第690回会合議事録

1. 日時 平成30年3月27日（火） 14：00～15：15

2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) 平成30年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）
（厚生労働省からの報告）
- (2) 平成30年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬等）
（農林水産省からの報告）
- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
 - ・肥料 1 案件
普通肥料の公定規格の設定について
（農林水産省からの説明）
- (4) 農薬専門調査会における審議結果について
 - ・「テブフェンピラド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・「フルトリアホール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・「ビール酵母抽出グルカン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「トコフェロール」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「1,3-ジクロロプロペン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「トリフルミゾール」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「クロロタロニル」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「プロベナゾール」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「メトキシフェノジド」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬及び動物用医薬品「シペルメトリン」に係る食品健康影響評価について
- (6) 平成30年度食品安全委員会運営計画について

- (7) 平成30年度食品安全モニターの依頼について
- (8) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員

(説明者)

厚生労働省 黒羽残留農薬等基準審査室長

農林水産省 磯貝畜水産安全管理課長

農林水産省 安岡農産安全管理課長

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料1 平成30年度食品健康影響評価依頼について

資料2 飼料中の農薬残留基準の設定に係る食品健康影響評価依頼計画について（平成30年度）

資料3-1 食品健康影響評価について

資料3-2 普通肥料の公定規格の設定に係る食品健康影響評価について

資料4-1 農薬専門調査会における審議結果について<テブフェンピラド>

資料4-2 農薬専門調査会における審議結果について<フルトリアホール>

資料4-3 農薬専門調査会における審議結果について<ビール酵母抽出グルカン>

資料5-1 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<トコフェロール>

資料5-2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<1,3-ジクロロプロペン（第3版）>

資料5-3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<トリフルミゾール（第3版）>

資料5-4 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<クロロタロニル>

資料5-5 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<プロベナゾール>

- 資料 5 - 6 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<メトキシフェノジド (第 5 版) >
- 資料 5 - 7 農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<シペルメトリン (第 2 版) >
- 資料 6 平成30年度食品安全委員会運営計画 (案)
- 資料 7 平成30年度食品安全モニターの依頼について

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第690回「食品安全委員会」会合を開催します。

本日は6名の委員が出席です。

厚生労働省から黒羽残留農薬等基準審査室長、農林水産省から安岡農産安全管理課長、磯貝畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会 (第690回会合) 議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は16点ございます。

資料 1 が「平成30年度食品健康影響評価依頼について」、資料 2 が「飼料中の農薬残留基準の設定に係る食品健康影響評価依頼計画について (平成30年度)」、資料 3 - 1 が「食品健康影響評価について」、資料 3 - 2 が「普通肥料の公定規格の設定に係る食品健康影響評価について」、資料 4 - 1 から 4 - 3 まだが、いずれも同じ資料名で「農薬専門調査会における審議結果について」、資料 5 - 1 が「食品衛生法 (昭和22年法律第233号) 第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 (対象外物質) に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料 5 - 2 から 5 - 6 まだが、いずれも同じ資料名で「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料 5 - 7 が「農薬及び動物用医薬品評価書 (案) シペルメトリン (第 2 版)」、資料 6 が「平成30年度食品安全委員会運営計画 (案)」、資料 7 が「平成30年度食品安全モニターの依頼について」でございます。

なお、メインテーブルの方についてのみ、平成30年度食品安全委員会運営計画 (案) の変更点が机上配付されてございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 今日は大分たくさんありますけれども、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 平成30年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

まず最初は「平成30年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）」であります。

厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から御報告がありますので、よろしくお願いたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省食品基準審査課残留農薬等基準審査室長の黒羽でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料1に沿って御説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、まず「1. 食品健康影響評価の依頼の現状」でございます。御存じのとおり、農薬・動物用医薬品及び飼料添加物につきましては、平成18年5月にポジティブリスト制度を導入いたしました。それに伴いまして、758品目について暫定的に基準値を設定しております。そのうち平成30年3月2日現在、657物質につきまして食品安全委員会に評価を依頼いたしまして、そのうち477物質につきましては評価結果をいただいているところでございます。

資料の次のページのグラフを御覧ください。ポジティブリスト施行後の農薬等の残留基準の見直し状況について、棒グラフに示したものでございます。棒グラフのうち真ん中のグラフにつきましては、本年3月12日現在の農薬等の残留基準値の見直し状況を示したものでございます。暫定基準が336品目、暫定基準が削除されたものが137品目、暫定基準の見直しにより本基準となったものとポジティブリスト制度導入時の本基準、41物質を合わせたものが328品目となっております。また、ポジティブリスト導入後に新規に設定され

たものが76品目となっております。

一番下のグラフを御覧ください。ポジティブリスト導入時に設定されました暫定基準の評価状況について示してございます。グラフの左から、食品安全委員会にまだ諮問していないものの品目が101品目、その右の食品安全委員会で評価中の品目が180品目等となっております。

1 ページ目にお戻りいただきまして「2. 暫定基準見直しの基本的な考え方」でございます。食品安全委員会に食品健康影響評価の依頼を行っていない101品目の内訳でございますが、国内で登録、承認があるものが42品目、国内で登録、承認等がないものにつきましては59品目となっております。国内で登録、承認等がある品目につきましては、引き続き関係府省等と協議を行いまして、食品安全委員会への評価依頼を進めていくこととしております。

また、国内で登録、承認がない品目につきましては、引き続き評価に必要な資料の入手を進めてまいります。また、これまで一定の条件に合致いたします国内流通する食品に残留する可能性が低い品目につきましては、一律基準によるリスク管理措置に変更してまいりましたが、引き続き国内流通する食品に残留する可能性が低いと考えられる条件につきまして、検討してまいります。

「3. 平成30年度の食品健康影響評価依頼計画について」でございます。ページをめくっていただきまして、別添2を御覧ください。先ほど説明いたしました、国内で登録、承認がある42品目と、国内で登録、承認等がない59品目につきましてはの内訳が記載されてございます。このうち国内で登録、承認がある42品目と、登録等がないものうち厚生労働省で評価資料の確認中の33品目につきましては、資料が揃ったものから食品安全委員会に健康影響評価の依頼を行う予定でございます。また、データ提供の見込みがない26品目につきましては、リスク管理措置の変更について検討してまいりたいと思っております。

なお、これらの暫定基準の見直しにつきましては、円滑に実施できるよう、関係府省等で協議を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今御報告いただきましたけれども、その内容について御質問等がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、厚生労働省におかれましては、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼をなされるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

黒羽室長、どうもありがとうございます。

(2) 平成30年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した

農薬等)

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成30年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬等）」であります。

農林水産省の磯貝畜水産安全管理課長から御報告がありますので、よろしく願いいたします。

○磯貝畜水産安全管理課長 農林水産省の畜水産安全管理課長の磯貝でございます。よろしく願いいたします。

それでは、配付資料の2を御覧ください。当省から平成30年度に食品健康影響評価の依頼を予定する物質について御報告いたします。

飼料の残留農薬の基準値のうち、平成18年に設定した基準値につきましては、順次、食品安全委員会に評価を依頼することとしております。年度ごとにその評価依頼の予定を御報告しております。30年度につきましては、以下に記載しておりますように9物質の評価依頼を予定しております。

また、先ほど厚生労働省から評価依頼の予定について御報告がありましたが、食品安全委員会に評価をお願いする場合には、基本的に厚生労働省と同時に評価をお願いするよう進めてまいります。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告の内容について、御質問等がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件についても、農林水産省におかれまして食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画どおり評価依頼がなされるよう、よろしく願いいたします。

磯貝課長、ありがとうございます。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料3-1にありますとおり、農林水産大臣から3月22日付で肥料1案件について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産省の安岡農産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○安岡農産安全管理課長 農林水産省農産安全管理課長の安岡でございます。今日はよろしくお願いたします。

それでは、資料3-1に基づいて御説明をさせていただきます。今回の諮問は、先ほど御紹介があったとおり、肥料取締法の普通肥料の公定規格の新たな追加ということでございます。記にあるとおり、具体的には、公定規格に新たな種類として「食品残さ加工肥料」、これは食品由来の有機質物を原料として、加熱乾燥して搾油機で搾油したもの、こういう肥料でございます。ただし、原料に関しては括弧にあるとおりでございます。食品加工場などにおける食品の製造、加工または調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除くという形になってございます。

詳細に関しましては、別の紙、資料3-2を御覧ください。四角の中に書いてありますのは、先ほど御説明したとおりでございます。普通肥料の公定規格は、もう御存じのとおりですけれども、普通肥料の種類ごとに主成分、さらには有害成分の規格を定めるということになっております。今回、新たな肥料の種類を追加ということでございます。

本件は、今、御説明したとおりでありまして、食品残さを加熱乾燥して、搾油機で搾油したのに関して、新たな規格を追加するというので、今、御説明させていただいたとおり、原料に関しては、基本的にはレストランもしくは量販店などで厨房のくずとか残飯など、食品由来の有機質物を考えてございます。一方、食品の普通の工場などで出てくるような食用に供さない製造加工、調理の過程で出てきた残さなどは除くこととしてございます。

通常、こうした厨房などで出てくる食品残さというのは、発酵などを行って腐熟させて特殊肥料の堆肥として生産しているところですが、堆肥としてつくる場合には、やはり微生物による腐熟の過程に数カ月ほどの時間を要することもあり、製造するために広い敷地が必要となります。さらには、発酵の過程でアンモニアガスが発生して悪臭が発生するということがございます。このため、生産時間をできるだけ長くかけずに肥料をつくりたい、さらには悪臭の発生抑制をしたいという観点から加熱乾燥して搾油機で搾油を行って、短期間の間に油を取り除いて肥料として生産するというにしましたものでございます。

一方、現行の公定規格を見ますと、中段のところに書いてございますけれども、食品残さを加熱乾燥して搾油機で搾油する、こういった公定規格がないものですから、新たな規格として追加をしたいと考えております。

なお、今回の定める公定規格は、基本的に有機質肥料というグループで分類をすることにしております。基本的には、加熱乾燥及び搾油機による搾油といったような物理的な過程のみですので、有機質肥料に分類するのが適切だと思っておりますし、実際、安全上の問題も、従来のもとの原料の食品と同じようなものということで、問題ないと考えてございます。生産工程自体は特に化学合成もないものですから、有機質肥料ということにして

おります。

最後に（１）（２）として制限事項を書いてございますけれども、食品残さに関しては、やはり油分をたくさん含むということがありますので、油分を多く含むとCN比の関係で窒素飢餓を起こしてしまうということもありますので、制限条件として、油分は10%以下ということ、さらには牛由来の肉、骨または臓器が原料に含まれる可能性がありますので、管理措置を行うことを条件として設定したいと考えております。

最後に今後の方針ですけれども、委員会の回答をいただきまして、所要の手続を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願ひいたします。山本委員、どうぞ。

○山本委員 食品残さということなのですが、加熱調理は既に終わったものと考えていいのですか。それとも、そうでないものも含まれているかということと、加熱乾燥させる温度と時間を教えていただければと思います。

○安岡農産安全管理課長 加熱乾燥自体は、食品残さは様々なものを含みますので、加熱乾燥しているもの、していないもの、両方が含まれると考えております。

温度に関しては、基本的に今、試験条件でやっているのは、90℃で90分間乾燥といったことになりますので、実質、加熱乾燥という点では様々な、殺菌とかそういったものは十分な状況を整えていると考えております。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○山本委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 他にどなたか質問は。

1点、私からなのですが、油を絞ってしまう訳なのですが、出てきた油はどうされるのですか。

○安岡農産安全管理課長 油自体はもちろん肥料に用いられるようなものではありませんので、これは廃棄物として処理するという形になるかと思ひます。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

ただ今農林水産省から御説明いただき、質問もありましたけれども、これらを踏まえますと、本件については、腐熟を行い堆肥として既に使用している食品残さを、腐熟を行わずに加熱乾燥及び搾油して普通肥料として利用するための規格の設定であり、現在、圃場において使用されている特殊肥料と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨を農林水産大臣に通知することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続を進めてください。

安岡課長、どうもありがとうございました。

(4) 農薬専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事であります。

「農薬専門調査会における審議結果について」で、本3件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の吉田委員から説明をお願いいたします。

○吉田委員 分かりました。

それでは、お手元に資料4-1、4-2、4-3を御用意ください。私から概要を御説明申し上げますので、詳細については事務局からよろしくお願いいたします。

まず、資料4-1「農薬評価書(案)テブフェンピラド」、初版でございます。この剤は、ピラゾール環を有する殺虫剤(殺ダニ剤)でございます。

動物体内運命試験では、160時間を超えますとほとんど残らずに、特に蓄積するというものではございません。

毒性でございますけれども、27ページから急性毒性試験の結果がございます。急性毒性試験は高いもので1,000を切るぐらいですので、この剤については、やや急性毒性があるということで、急性参照用量を設定しなければいけないかなというような剤ではございます。

しかし、主に認められた毒性は、種を通じまして体重増加抑制、あるいは肝細胞、肝肥大というものでございました。

ただ、33ページを御覧ください。2年間慢性毒性/発がん性併合試験でございますけれども、今申し上げましたような肝臓や体重への影響の他に、表28に記載されておりますように、雄の300 ppmという最高用量群のみでございますが、肝細胞腺腫の発生頻度が投与に

よって増加をいたしました。

マウスにおいては、このような腫瘍の発生は認められませんでした。

生殖発生毒性試験において、特に繁殖能に対する影響はなく、催奇形性も認められていないといった剤でございます。また、38ページから始まる遺伝毒性につきましても、遺伝毒性は*in vivo*及び*in vitro*ともに、生体にとって問題となる遺伝毒性はないと判断をいただいたものです。

ラットの長期試験で雄だけですが最高投与量で腫瘍が増えたのですが、それに関するメカニズム試験が行われておりまして、それが39ページ、40ページに記載されております。表36に酵素誘導の結果が出ていますのですけれども、この剤につきましても、主に肝肥大及び肝細胞腫瘍の発生には、ペルオキシゾームの増殖活性を誘導する核内受容体PPAR α が関与していると考えられました。

また、本剤の評価対象物質ですが、41ページから始まる健康影響評価を御覧ください。植物体内運命試験の結果、可食部において代謝物Fの抱合体が10%TRRを超えて検出されましたが、この代謝物Fの硫酸抱合体である代謝物Gがラットにおいても検出されることから、農産物中の暴露評価対象物質を親化合物であるテブフェンピラドのみと判断をいたしました。

44ページ、表37に各種毒性試験で求められた無毒性量が、そして、47ページに単回経口投与によって生ずる可能性のある毒性影響の一覧が記載されております。

まず、一日摂取許容量（ADI）でございますけれども、最も低かった2年間慢性毒性／発がん性試験で得られた無毒性量0.82 mg/kg 体重／日に安全係数100を適用いたしまして、ADIは0.0082 mg/kg 体重／日という値が設定されました。

次に、単回投与の急性参照用量でございますけれども、47ページ、表38ですが、このエンドポイントといたしまして、ウサギの発生毒性で得られました無毒性量15を用いまして、これに安全係数100を適用しまして、急性参照用量0.15を用いております。

よく見ていただきますと、この上にウサギでは一般薬理試験で発生毒性試験の無毒性量15より低い用量が求められているのですけれども、匹数の違い、あとは片性のみであるというようなことを総合的に判断していただきました結果、ウサギの発生毒性試験のエンドポイントを用いることが適切であろうと御判断いただいたものでございます。

テブフェンピラドにつきましては、以上でございます。

続きまして、資料4-2「フルトリアホール」でございます。これは第2版ですので、変更点のみ申し上げます。

今回は、おうとうのインポートトレランスに関する評価依頼に関して行ったものです。また、急性参照用量についても設定をいたしました。主に急性参照用量の部分について御説明を申し上げます。

27ページに急性毒性試験の結果が出ていますけれども、ラットでは1,000を超す値なのですが、ウサギ等で数百ということから、急性参照用量を考えるのかなというような剤でござ

ざいます。

単回投与で認められました影響につきましては、45ページ、表35に一覧表として記載されております。単回投与により生ずる可能性のある毒性影響の中で最も低い無毒性量を示した試験、ウサギの発生毒性試験で得られた無毒性量7.5を用いまして、これを安全係数100で除した値0.075 mg/kg 体重という値が急性参照用量として用いられています。

評価対象物質ですけれども、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質は親化合物であるフルトリアホールのみと御判断をいただきました。

また、この評価書の後半、67ページの次に参考といたしまして、トリアゾール共通代謝物の改訂版を記載しております。主に1,2-4トリアゾールとトリアゾールアラニン、トリアゾール酢酸の毒性試験の結果につきまして、JMPRでの評価を参考といたしまして記載されております。本剤はトリアゾール系の殺菌剤でございますので、今後、トリアゾール系の殺菌剤の評価を行う場合には、この改訂版のトリアゾール共通代謝物の評価書を参考としながら評価を行うこととなります。

フルトリアホールについては、以上でございます。

続きまして、資料4-3を御用意ください。対象外物質の評価書、ビール酵母抽出グルカンでございます。これは対象外物質でございますので、要約に沿って申し上げます。

病害抵抗性誘導剤が主な用途となっております。

第2段落から申し上げます。各種毒性試験の結果から、ビール酵母抽出グルカンの投与により、ラットを用いた急性毒性試験におけるLD₅₀値は2,000 mg/kg 体重超、90日間亜急性毒性試験における無毒性量は1,000 mg/kg 体重/日という高い値でありまして、染色体異常試験の結果は陰性でした。

このビール酵母抽出グルカンが農薬として使用された場合、その使用により生ずる作物残留によって、普通の食生活において食品から摂取される酵母エキス中の成分であるビール酵母抽出グルカンの量を増加させる可能性は極めて低いと考えられました。

以上のことから、ビール酵母抽出グルカンは、農薬として想定し得る使用方法に基づき通常使用される限りにおきましては、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれはないことが明らかであると御判断いただいたものでございます。

詳細につきましては、事務局より、よろしく願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、改めまして、資料4-1から4-3に基づきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、資料4-1「テブフェンピラド」でございます。

3ページをお開きいただければと思います。審議の経緯でございます。本剤に関しましては、さといも及びりんごへの農薬の適用拡大、それから、えごまの葉あるいはトマトなどに関するインポートトレランス設定に係る評価要請を受けまして、現在の評価第二部会などで審議を経てきたものでございます。

本剤の概要に関しましては、8ページから9ページに記載がございます。テブフェンピラドは、ピラゾール環を有する殺虫剤（殺ダニ剤）でございますが、構造式、開発の経緯などは、お示しのとおりでございます。

10ページから「Ⅱ．安全性に係る試験の概要」がございますが、ラットを用いた動物体内運命試験の結果が示されてございます。吸収につきましては、10ページの表1として、単回経口投与での薬物動態学的パラメータが示され、また、吸収率につきましては、一番下に、投与後24時間で低用量群で73.8%、高用量群で45.6%と算出されてございます。

分布に関しましては、11ページの表2のとおり、小腸あるいは盲腸、大腸といった消化管以外では、リンパ節、子宮、卵巣などへの分布が多く見られております。

代謝でございますが、13ページの表3のとおり、主要な代謝物としましてN、K、G、I、Jなどが同定されてございます。

排泄に関しましては、14ページの表4のとおり、先ほどからございましたが、投与後168時間で尿及び糞中に86.4%TAR以上排泄され、主に糞中に排泄されるといったような結果となっております。

少し飛んでいただきまして、植物体内運命試験といたしましては、18ページの表9におきまして、これはなすの葉とか果実中の状況でございますが、代謝物Fの抱合体であるとかJの抱合体、こういったものが10%TRRを超えて認められる、そのような結果が得られています。

また飛んでいただきまして、25ページ「6．作物残留試験」でございます。作物残留試験としましては、具体的には52ページから記載がございますが、親化合物の最大残留値といたしましては、国内試験では温州みかんの果皮で2.26 mg/kg、海外試験ではえごまの葉で8.50 mg/kgといった結果となっております。なお、代謝物Fについては定量限界未満、そんな結果でございます。

一般薬理試験結果が25ページから続いてございます。27ページからは急性毒性、29ページからは亜急性毒性、32ページから慢性あるいは発がん性試験の結果と続いてございます。

33ページの「(2) 2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)」でございますが、この無毒性量が、表26あるいは27の結果から0.82 mg/kg 体重/日という値になりまして、これが先ほど御説明がありました、用量設定の違いも考慮した上で、最終的に親化合物のADIの設定根拠に用いられた数値でございます。

35ページから生殖発生毒性、38ページから遺伝毒性の結果が続いております。

なお、37ページの「(4) 発生毒性試験(ウサギ)」の母動物の無毒性量15 mg/kg 体重/日が最終的なARfDの設定根拠の数値となっております。

これらの結果に基づきまして、食品健康影響評価でございますが、41ページから記載がございますとおり、農作物中の暴露評価対象物質を親化合物のみと設定した上で、ADI、ARfDが、先ほど委員から御説明があったとおり評価された剤でございます。

資料4-1については、以上でございます。

続きまして、資料4-2「フルトリアホール」でございます。

これも3ページを御覧いただければと思います。審議の経緯でございますが、今回は第2版ということで、インポートトレランス設定に伴う評価要請ということでございます。昨年10月に要請事項の説明を受けまして、その後、評価第二部会を中心に審議を経てきているものでございます。

本剤の概要に関しましては、7ページに記載がございますけれども、トリアゾール系の殺菌剤でございます。これは重版でございますので、以降は追加提出された部分を中心に簡単に御紹介します。

飛んでいただきまして、15ページから18ページにかけて、ヤギとかニワトリでの動物体内運命試験結果が追加提出されております。結果としましては、畜産動物で10%TRRを超えて認められる代謝物としまして、17ページの表11などから、代謝物[4][5][16][17][20]が確認されてございます。

また飛んでいただきまして、24ページ「6. 作物等残留試験」でございます。今回追加されたデータは、63ページのデータで、おうとうでの作物残留試験の成績が提出された訳であります。結果としましては、親化合物の最大残留値の変更はないという形になってございます。

追加データはそんな形でございますが、ARfDの設定根拠になりましたデータについては、36ページの「(5) 発生毒性試験(ウサギ)」の無毒性量となっております。

こういったようなデータに基づきまして、食品健康影響評価としましては、39ページの最後のパラグラフにありますとおり、結論としては、従来どおり、暴露評価対象物質は親化合物のみとした上で、ADIは従来どおり、ARfDは40ページの最後のパラグラフに記載のような形で評価することについて、先ほど委員から御説明があったとおりの剤でございます。

最後、資料4-3「ビール酵母抽出グルカン」でございます。

2ページを御覧いただければと思います。審議の経緯でございますが、本剤は、昨年7月に要請事項の説明を受けまして、その後、農薬専門調査会幹事会で審議を行い、本日に至っているというものでございます。

ビール酵母抽出グルカンの概要につきましては、5ページからお示ししてございます。本剤は、アサヒビール株式会社によって開発されました、酵母から抽出した細胞壁を酵素分解・濃縮することにより得られる β -1,3結合を主鎖、 β -1,6結合を側鎖に持つ低分子グルカンでございます。農薬としましては、病害抵抗性誘導剤という形で使用されるものでございます。

ビール酵母抽出グルカンを含む酵母エキスは、食品として既に販売されてございますが、これまで健康被害の報告はないと承知しております。また、本剤と構造が類似しているアウレオバシジウム培養液とかカードラン、また酵母細胞壁、こういったものについては、いずれも既存添加物という形で使用もされてございます。

安全性に係る知見の概要などにつきましては、7ページ以降に記載がございますけれども

も、7ページ真ん中あたりからの毒性試験の結果では、本剤投与の毒性影響はほとんど見られておりません。

また、9ページの真ん中あたりに「3. 残留性について」という記載がございますが、農薬としての使用により生じる作物残留を通じた推定摂取量、これを非常に極端な条件下で最大見積もっても0.032 mg/人/日という形になりまして、通常の食生活で食品から摂取する一日推定摂取量の0.175 mg/人/日を増加させる可能性は極めて低いといった結論になってございます。

こういったようなことを踏まえまして、11ページの食品健康影響評価としましては、先ほど委員から御説明のあったとおり結論づけたというものでございます。

以上、これら3品目につきましては、資料の表紙に記載がございますとおり、御了解いただければ、明日から4月26日まで約1カ月間、国民からの意見・情報の募集の手続に入りたいと考えているものでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

対象外物質1品目、農薬5品目、農薬及び動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、対象外物質1品目でございますが、本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 資料5-1をお願いいたします。対象外物質「トコフェロール」です。

まず、3ページ、審議の経緯を御覧ください。本件は、2月13日、第684回食品安全委員会にて報告をし、2月14日から3月15日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものです。

7ページの下をお願いいたします。使用目的及び使用状況です。トコフェロールは、脂溶性ビタミンであるビタミンEの一種です。日本及び海外で動物用医薬品、ヒト用医薬品、飼料添加物、食品添加物として使用されています。

飛びまして、48ページ、食品健康影響評価でございます。体内動態に関して、ヒトを対象とした経口投与の試験でトコフェロールは10から80%と様々な吸収率が報告されています。分布及び残留試験の結果から、吸収されたトコフェロールは、主に肝臓や脂肪組織に分布または蓄積され、主な排泄経路は、胆汁を介した糞便への排泄と考えられました。

遺伝毒性について、 α -トコフェロールの*in vitro*及び*in vivo*の全ての試験において陰性の結果が得られていること、 $d\gamma$ -トコフェロール及び $d\delta$ -トコフェロールの遺伝毒性試験に関する参考情報から、トコフェロールに遺伝毒性はないと考えております。

慢性毒性及び発がん性試験では発がん性は見られませんでした。

生殖発生毒性試験では催奇形性は見られませんでした。

トコフェロールは動物用医薬品または飼料添加物として使用されており、投与された食用動物由来を含む畜産物から保守的に算出した推定最大摂取量は、「日本人の食事摂取基準」において設定されているビタミンEのULに対して0.74から2.3%であったことから、畜水産物以外の食品からのトコフェロール摂取量を加味したとしても、ULを超えることはないと考えました。したがって、ADIを特定する必要はないと判断しております。

以上のことから、トコフェロールは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えております。

最後のページでございますが、本件について意見・情報の募集を行いましたところ、意見等はございませんでした。

差し支えなければ、専門調査会の結論をもって、関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですね。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちトコフェロールについては、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、農薬5品目のうち2品目、「1,3-ジクロロプロペン」及び「トリフルミゾール」に関する食品健康影響評価であります。

本件については、専門調査会における審議が終了しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、お手元の資料5-2及び5-3に基づきまして、説明をいたします。

まず、資料5-2、農薬「1,3-ジクロロプロペン」でございます。

5ページをお願いいたします。今回の第3版は、農薬のせり科葉菜類への適用拡大に伴う評価要請ということでございまして、昨年3月に要請事項説明を受け、その後、農薬専門調査会幹事会での審議を経てきているものでございます。

飛んでいただきまして、12ページをお開きいただきたいと思います。本剤の概要といたしましては、ここにお示しのとおり、土壌くん蒸用に使用される殺虫剤（殺線虫剤）ということでございまして、構造式などがここに記載されてございます。

重版でございますので、追加提出された資料あるいは追記した部分を中心に御紹介します。

飛んでいただきまして、26ページ「6. 作物残留試験」でございます。今回は、みつば、パセリなどでの作物残留試験のデータが追加されてございます。詳細なデータは、62ページからの別紙3になりますけれども、結果としましては、本剤の残留値は全ての作物において定量限界未満という従来の結果に変更はございませんでした。

また飛んでいただきまして、45ページ、表41でございますけれども、今回、遺伝毒性試験としまして、GSHを添加した復帰突然変異試験でありますとか染色体異常試験、あるいは小核試験、こういった幾つかの遺伝毒性関係のデータが追加提出されてございます。これらの結果から、本剤が生体内での代謝を考慮すると、生体において問題となる遺伝毒性はないということが改めて確認されたという形になってございます。

そして、食品健康影響評価でございますけれども、52ページからになります。これまで御説明したような追加試験などを評価した結果、生体において問題となる遺伝毒性がないことが改めて確認された他は、暴露評価対象物質あるいはADI、ARFDにつきましては、ここに記載のとおり設定することに関しまして、前版までの既存評価と変更なしという結論になっておるものでございます。

続きまして、資料5-3、農薬「トリフルミゾール」でございます。

これについても5ページをお開きいただければと思います。今回の第3版につきましては、農薬のいちじくへの適用拡大、畜産物への残留基準設定に関連した評価要請ということでございまして、本年1月に要請事項の説明を受けまして、その後、農薬専門調査会の幹事会で審議を経てきているものでございます。

飛んでいただきまして、11から12ページをお願いいたします。本剤の概要でございますが、イミダゾール系の殺菌剤ということでございまして、構造式がここに記載されてございます。

これも重版ですので、追加提出された資料あるいは追記した部分を簡単に御紹介します。

16から17ページでございますが、ヤギとかニワトリでの動物体内運命試験が追加されてございます。ただ、これはこれまで海外評価書をもとに既に評価されていた内容につきまして、今回追加されたデータでその詳細を追記したと、そういった形となっております。

少し飛んでいただきまして、24ページから「6. 作物等残留試験」がございましてけれども、まず作物残留試験としましては、今回、いちじくでの作物残留試験データが追加されましたが、結果としましては、最大残留値の変更はございません。また、25ページから27ページにかけて、ウシ、ヤギ、ニワトリでの畜産物残留試験データが追加提出されてございます。結果としましては、例えば25ページの真ん中あたりですけれども、トリフルミゾール及びアニリン骨格を有する代謝物の最大残留値としては、泌乳牛の乳汁中で0.124 $\mu\text{g}/\text{g}$ 、26ページの下の方を見ますと、産卵鶏での卵中に0.168 $\mu\text{g}/\text{g}$ などといった結果となっております。

飛んでいただきまして、50ページから食品健康影響評価になります。これまで御説明したような追加試験などを評価した結果、暴露評価対象物質については、従来どおり親化合物のみと設定すること、それから、ADI、ARFDについては、52ページに記載のような形で設定することにつきましては、前版までの既存評価と変更なしといった結論になってございます。

以上のように、2剤とも既存評価結果に影響を及ぼすものではないという評価書案でございまして、本案件につきましては、平成21年10月8日付の食品安全委員会決定に基づきまして、国民からの意見・情報の募集を行うことなく、リスク管理機関にお返ししたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、1,3-ジクロロプロペンのADIを0.02 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.2 mg/kg 体重と設定する。トリフルミゾールのADIを0.015 mg/kg 体重/日、ARFDを0.25 mg/kg 体重と設定するというのでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続いて、農薬5品目のうち、残りの3品目「クロロタロニル」「プロベナゾール」及び「メトキシフェノジド」に関する食品健康影響評価についてであります。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、また事務局から説明をお願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、お手元の資料5-4から5-6に基づきまして、説明いたします。これから御説明します農薬の3剤につきましては、いずれも本年2月の当委員会で御報告した上で、翌日から約1カ月間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございまして、その結果についての御報告となっております。

まず、資料5-4「クロロタロニル」でございます。

本剤の概要につきましては、13ページにお示しのとおり、フェニル系の殺菌剤でございまして、構造式、開発の経緯については、お示しのとおりでございます。

飛んでいただきまして、食品健康影響評価につきましては、117ページからになります。

119ページから、親化合物に関するADIにつきましては、マウスの発がん性試験②をもとに0.018 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) は、ラットの単回経口投与毒性試験①、②などを総合評価して0.6 mg/kg 体重と設置されております。

また、代謝物 I については、120ページに記載のとおり、ADIがイヌ慢性毒性試験をもとに0.0083 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) はウサギ発生毒性試験をもとに0.025 mg/kg 体重と設定されています。

そして、本評価結果に対しまして、パブコメの結果がこの資料の最後から2枚目のページになりますけれども、本期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

なお、最後のページでございますけれども、評価書の中に誤植がございましたので、それについては記載の整備をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料5-5「プロベナゾール」を御覧いただければと思います。

本剤の概要でございますけれども、8ページにお示しのとおり、ベンゾイソチアゾリン系殺菌剤でございまして、構造式、開発の経緯については記載のとおりでございます。

飛んでいただきまして、38ページから食品健康影響評価になります。

ADIにつきましては、39ページを御覧いただければと思いますけれども、イヌ慢性毒性試験をもとに0.01 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) については、ラット及びマウスの亜急性毒性試験の結果をもとに2 mg/kg 体重と設定されております。

この評価結果に対するパブコメの結果が最後のページでございますけれども、期間中に特に寄せられた意見・情報はございませんでした。

最後ですけれども、資料5-6「メトキシフェノジド」を御覧いただければと思います。

本剤の概要については、10ページでございます。本剤はベンゾイルヒドラジン系殺虫剤でございます、構造式、開発の経緯はここに記載のとおりでございます。

飛んでいただきまして、39ページから食品健康影響評価になりますが、今回は第5版ということでございましたので、40ページにありますADIについては従来どおりの評価、急性参照用量（ARfD）については、今回、設定の必要なしといった評価結果となっております。

これに対するパブコメの結果については、最後のページになりますけれども、期間中に寄せられた御意見等はございませんでした。

以上、3剤とも特に意見等はございませんでしたので、ただ今御説明した評価内容をもってリスク管理機関にお返ししたいと考えているものでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちクロロタロニルのADIを0.018 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.6 mg/kg 体重、クロロタロニルの代謝物である2,5,6-トリクロロ-4-ヒドロキシソフタロニトリルのADIを0.0083 mg/kg 体重/日、ARfDを0.025 mg/kg 体重と設定する。プロベナゾールのADIを0.01 mg/kg 体重/日、ARfDを2 mg/kg 体重と設定する。メトキシフェノジドのADIを0.098 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないということでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、農薬及び動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価であります。

本件については、本年3月13日の第688回委員会会合において厚生労働省から評価依頼があった際に、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりましたので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂することとしておりました。本日、その審議を行いたいと思います。

まず、担当の吉田委員から説明をお願いいたします。

○吉田委員 分かりました。

資料5-7を御用意ください。「農薬・動物用医薬品評価書（案）シペルメトリン（第2版）」でございます。本件につきまして、本委員会で直接審議していただくため、この評価書を用意、提出いたしました。

前回の会合において御説明申し上げましたとおり、新たに提出された資料の内容からは、新たに安全性について懸念させるような知見は認められず、評価結果に変更はございません。

詳細につきましては、事務局から、よろしくお願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、資料5-7に基づきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、7ページをお願いいたします。今回、第2版でございますが、農薬の非結球あぶらな科葉菜類（チンゲンサイを除く）への適用拡大に絡む評価要請ということでございますが、先ほど委員長からお話がありましたとおり、3月13日の当委員会で要請事項説明を受けた際、この委員会で審議することとされたものでございます。

12ページをお願いいたします。剤の概要といたしましては、本剤はピレスロイド系の殺虫剤ということでございまして、構造式などが記載されてございます。今回追加されたデータとしましては、作物残留試験データのみが追加されてございます。具体的には、156ページあるいは157ページに、こまつな、みずなに関する作物残留試験結果が追記されてございます。

その上で、戻っていただきまして、64ページの上の方に「6. 作物等残留試験」をまとめてございますけれども、結果としましては、今回、作物残留試験データが追加されたけれども、親化合物の最大残留値の結果には変更ないという結果になってございます。

食品健康影響評価は127ページからになりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、作物残留試験が追加された旨のみ記述を変更いたしました。その他の追加資料などはございませんので、暴露評価対象物質あるいはADI、ARfDの設定に関しては、前版と変更はございません。

以上、本剤につきましては、既存の評価結果に影響を及ぼすものではないという評価書案でございますので、本案件については、平成21年10月8日付の食品安全委員会決定に基づきまして、国民からの意見・情報の募集を行うことなく、リスク管理機関にお返ししたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますね。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決

定した評価結果と同じ結論、すなわちシペルメトリンのADIを0.022 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.04 mg/kg 体重と設定するというのでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(6) 平成30年度食品安全委員会運営計画について

○佐藤委員長 次の議事であります。

「平成30年度食品安全委員会運営計画について」であります。

本件については、本年2月6日の第683回委員会会合において取りまとめた案について意見募集を行い、それを踏まえた上で、本委員会において最終決定を行うこととしておりました。これを受けて、2月7日から3月6日までの間、意見募集が実施されました。

その結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○松原総務課長 お手元の資料6の本文及び別紙1から5までの後に添付されている参考に基づきまして、御説明申し上げます。

先ほど委員長から御紹介があったとおり意見を募集した結果、3通の意見が提出されました。意見1として掲げられている意見は、まだ英訳が行われていない各種ガイドラインの英訳を行ってほしい旨の意見です。これについては、海外からの関心が高いと思われるものから優先的に順次英訳作業を行っているところであり、今後も積極的に行っていきたい旨の回答を用意してございます。

意見2として掲げられている意見のうち、2ページの1.(1)は、事業者団体との連携体制構築を具体的に進めてほしい、これら団体の要望を踏まえて共催で意見交換会を定期開催したり、関係団体が一堂に会する意見交換の場を設定したりするなどしてほしい旨の意見です。これについては、今後も事業者団体等との関係強化を図っていきたいと考えており、その際、各団体の要望を踏まえて共催で意見交換会を開催したり、講師を派遣したりするなど連携の強化を進めるとともに、企画等専門調査会において各団体の方々に専門委員として御意見を頂いているところ、今後も同専門調査会の意見を着実に委員会の運営にいかしていききたい旨の回答を用意しています。

(2)は報道機関等に対する継続した正しい情報の発信を行ってほしい旨の意見です。これについては、定期的に報道関係者との意見交換会を開催するとともに、Facebookを始めとする様々な手段を通じて情報の発信を行っていききたい旨の回答を用意してございます。

3ページの(3)は、学校教育において食品の安全に関する科学的な情報の提供等が必ずしも行われていない状況を改善してほしい旨の意見です。これについては、学校教育関

係者が活用できるような教材の作成に着手したい旨の回答を用意してございます。

2. は、緊急事態への対処について、事業者の実態等を踏まえたものにしてほしい旨の意見です。これについては、事業者団体からの専門委員を含む企画等専門調査会において意見を聴くなどしながら着実に進めていきたい旨の回答を用意してございます。

3. は、誤解等に基づく問題が発生する可能性が発見された場合などにおいて、迅速に正しい情報を提供するとともに、事業者団体等との日常における連絡等を図ってほしい旨の意見です。これについては、先ほど申し上げたとおり、Facebookを始めとする様々な手段を通じて、迅速に正確な情報を発信するとともに、事業者団体を始めとする各団体と意見交換会を開催するなど、連携の強化を図っていきたい旨の回答を用意してございます。

意見3として掲げられている意見のうち、4ページの1. は、古いデータに基づき指定された食品添加物等について再評価を行ってほしい旨の意見です。これについては、厚生労働省において危害情報の収集等を行った上で、必要に応じ、リスク管理の在り方を検討すべきであることから、同省に対して意見をお伝えしたい旨の回答を用意してございます。

2. は食品健康影響評価に関するガイドラインの策定が行われていない分野について、策定を行ってほしい旨の意見です。これについては、農薬、飼料添加物、器具・容器包装及びアレルギーを含む食品について検討を進めているところである旨の回答を御用意しています。

5ページの3. は、いわゆる「健康食品」について、昨年に継続して周知等に取り組んでほしい旨の意見です。これについては、消費者団体等の要望を伺いつつ、引き続き意見の交換や情報の発信を行っていきたい旨の回答を用意してございます。

6ページの4. は、消費者が食品のリスクの全体像等を理解できる目安の作成を検討してほしい旨の意見です。これについては、デルファイ法による研究調査においてリスクコミュニケーション等を実施するに当たって優先順位が高いとされたリスクアナリシスの概念等について、委員会が主催する勉強会等において必ず説明することとする旨の回答を用意しております。

意見の募集に伴い提出された意見については、おおむね以上のとおりでございまして、実際の委員会運営に当たって十分に踏まえてまいりたいと考えてございます。

なお、計画本文の11ページ、(3)のデンマーク工科大学との協力文書についてでございますが、お手元に配付されてございます平成30年度食品安全委員会運営計画(案)の変更点に掲げられているとおり、協力文書が見込まれていたよりも早く、今月16日に締結が行われたことから、連携強化のための検討を進めるという旨の修正を施したらいかかと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、よ

ろしくお願いいたします。特にございませんか。

今、お話がありましたけれども、デンマーク工科大学との連携の協定が既に結ばれておりますので、この修正もお認めしたいと思いますけれども、よろしゅうございますね。

それでは、本件については、修正部分がございましたけれども、それも含めて、報告された案のとおり決定したいと思います。よろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(7) 平成30年度食品安全モニターの依頼について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成30年度食品安全モニターの依頼について」であります。

事務局から報告をお願いいたします。

○箴島情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料7に基づきまして、御報告いたします。

資料7でございますが、これは昨年12月5日の第676回「食品安全委員会」会合で御報告しました平成30年度食品安全モニター募集の結果の報告でございます。

まず、一番上の2行を見ていただけますでしょうか。昨年の報告の翌日から、つまり12月6日から平成30年2月5日までの2カ月間、新規応募者の募集を行いましたところ、163名の応募がございました。

次に「1. 選定結果」でございます。その163名の方々に對しまして、資格要件等を確認させていただきまして、90名の方々が該当となりました。また、継続の意思を示された315名の方々を合わせまして、405名の方々を平成30年度の食品安全モニターとして選定したところでございます。

その次の(1)(2)が、それぞれの職業区分割合と年代別割合でございます。

(1) 職業区分割合でございます。これは応募時のものになりますけれども、①新規モニターの90名につきましては、企業勤務の方々の割合が一番高く、次いで団体職員、教育職となっております。その横の②平成30年度モニター全体の405名で見ました時、やはり企業勤務の割合が高く、団体職員、教育職とその順位としては変わりませんでした。

(2) 年代別割合でございます。新規モニターの90名でございますけれども、20代、30代、40代の割合が高くなってございまして、平成30年度モニター全体で見ました時には、昨年と対比しますと20代が2ポイント上がり、60代が2ポイント下がるという傾向になってございます。

「2. 依頼」でございますけれども、このような方々に対しまして、平成30年4月1日付で依頼をしたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 御報告ありがとうございました。

先ほどの資料6の寄せられた御意見の中に、事業団体を初め、連携体制構築を進めていただきたいという御意見が意見2の中にあつたのですけれども、現状、この円グラフを見てみると、特に企業勤務の方が4割を超える形になっていると思うのですが、この企業勤務の方々は、個々人でやってきているのか、例えば、その会社なり団体から行っておけではないけれども来ているのか。資料6の御意見と資料7を見てみると、実は、こちらから積極的に事業者と具体的に今後やるにしても、このモニターさん自体が企業の方であったり、また、このモニターさんの割合を見るとそれぞれのステークホルダーの方がいたりするので、こここのところはどんな感じに解釈をしたらいいのか、教えてもらえればと思います。よろしくをお願いします。

○箆島情報・勧告広報課長 御説明申し上げます。

ここにはお示ししていないのですけれども、地域ごとに見ました時に、東京と近畿が企業関係の応募者が多いという状況になってございます。これはどういうことかと申しますと、このモニターの募集につきましては、食品安全委員会のHP等に掲載して公募で行っている部分と、関係団体をお願いしてHP等に掲載していただいている部分がございます、その関係団体の中には食品産業センターもあります。そういう意味では、大手企業につきましては、つまり東京、近畿につきましては、食品産業センターのHP等を見て募集されている方が多いのではないかと考えておりますし、それ以外の地域につきましては、個人で情報を得ての応募という形ではないかと考えていますので、その2つのパターンがあるのではないかと考えています。

資料6との関係で申しますと、中央だけではなくて地域の方々の意見もどう聞き取ってくるかということがありますので、地域の食品産業協議会でありますとか、そういう方々との連携も模索しながら今後の取り組みを考えていくのではないかと、現時点では考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

モニターさんの活動も食品安全委員会の活動全体の中で捉えていくことが必要なのだろうなと思いますけれども、他によろしいですか。

それでは、事務局は、平成30年度食品安全モニターの依頼手続を進めていただきたいと思います。

また、モニターの皆様には、活発な活動を期待したいと思っております。

(8) その他

○佐藤委員長 他に議事はありますか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週4月3日火曜日14時から開催を予定しております。

また、28日水曜日14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、29日木曜日14時40分から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、30日金曜日10時から「評価技術企画ワーキンググループ」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第690回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。